

広報

とみさと

9月

No.865

令和元年
2019.September

LINEで広報紙がすぐに読めます

【登録方法】右のQRコードを読み込むか、「ID検索」にて@tomisato_cityを検索し、友だち追加ボタンを押してください。



※LINEは配信のみを行っています。メッセージを確認することや、個別への返信はできません。

市の人口●(令和元年7月31日現在)

50,164人(前月比+6)

10月から

幼児教育・保育の

無償化が始まります

問い合わせ先 子育て支援課 ☎(93) 1174
社会福祉課 ☎(93) 4192

10月から、幼児教育・保育の無償化が始まります。

保育園・幼稚園・認定こども園などの保育サービスを利用する、3～5歳児クラスの保育料が無償となります。

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要になる人もいますので、詳しくは問い合わせてください。

対象範囲

ご注意ください

・実費として徴収されている費用(食材料費、通園送迎費、行事費など)は、無償化の対象外です。
・住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの保育料も無償化の対象になります。

主として利用する施設		保育の必要性 ※1	
		なし (例: 専業主婦(夫)世帯)	あり (例: 共働き世帯など)
幼稚園	・幼稚園(施設型給付) ・認定こども園(教育)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は月額11,300円まで無償)
	・幼稚園(就園奨励費補助金の対象)	月額25,700円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額25,700円を上限に無償 (預かり保育は月額11,300円まで無償) ※2
認可保育施設	・認可保育所(公立・私立) ・認定こども園(保育) ・小規模保育事業 ・家庭的保育事業	—	無償
認可外保育施設	・事業所内保育施設 ・ベビーホテル ・その他届出保育施設など ※3	無償化の対象外	月額37,000円を上限に無償 (他の認可外保育施設などとの併用が可能) ※2
企業主導型保育事業		—	無償
障害児通所施設 ※4		無償	無償

※1 市が無償化の給付対象者として認定するときに、保護者の就労・就学や親族介護、保護者の疾病などの一定の事由により、保育の必要性の有無を確認し、その状況と利用施設に応じた区分で認定します。

※2 3～5歳児の場合の無償化上限額。0～2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象。

※3 一時保育、ファミリーサポートセンター、病児・病後児保育など。

※4 幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通所施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。